

秘密・監視国家への道

民主主義を破壊する 秘密保全法は廃案に

弁護士 中谷 雄二さん

安倍政権はこの秋の臨時国会で、国家安全保障会議設置法と秘密保全法をセットで成立させようとしています。秘密保全法の危険性について、「これでわかる！秘密保全法」本当のヒミツ」（風媒社）の著者で、弁護士の中谷雄二さんに寄稿いただきました。

現行法と秘密保全法の秘密の範囲と罰則

秘密の範囲	国家公務員法	自衛隊法	MDA保護法	刑事特別法	秘密保全法
防 衛	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役	10年以下の懲役	10年以下の懲役	5年/10年以下の懲役
外 交		—	—	—	
公共の安全及び秩序の維持		—	—	—	



中谷雄二さん

広範な国家秘密作る

現在、国会に国家安全保障法のあり方に関する有識者会議（日本版NSC）設置法案が上程されています。報告書（以下、報告書）に総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣の4人からなる「4大臣会合」を新たに設けて、国家安全保障に関する外交・防衛政策の司令塔と位置づけるもので、平素から機動的・定期的に関係するとしています。

この国家安全保障会議の設置と併せて、厳格な情報管理を理由に、秋に臨時国会に提出すると政府が表明しているのが「秘密保全法」案です。「秘密保全法」案は、民主党政権時代の2011年8月に「秘密保全のための」

「公共の安全及び秩序の維持」は極めて広い概念であり、例えば原発の事故情報などもこれに含まれることが想定されます。それに伴う「MDA保護法」によって、漏らした者だけでなく、不当な方法で探知・収集した者も懲役10年の刑に処せられるとされています。警察

報告書が特定秘密と予定しているのは、①国防の安全②公共の安全及び秩序の維持の3分野です。「国の安全」とは、軍事、外交秘密だけでなく、防衛及び外交に関する秘密です。「外」は、我が国が諸外国との間で生ずる問題すべてに回の秘密保全法案では「公共の安全及び秩序の維持」に関する情報が新たに加わっています。

戦争国家体制と一体

集団的自衛権の行使を容認する自民党の「国家安全保障基本法案」（2012年7月）の中でも、秘密保全法の制定が前提とされています。さらに、同党の憲法改正草案でも、国防軍を置き、「国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める」と軍事機密の保持に関する法律を予定しています。

出るとしていますが、法案そのものはまだ公開されていません。法案の制定過程に関する行政文書の情報公開を求めましたが、法案の具体的な内容を推察できる情報（現行法との対照表も含め）を一切、非開示としています。

現在、名古屋地裁で情報公開訴訟を争っています。国民に未成熟な情報を開示すると混乱すると言っている者や情報を漏らした者や情報を探り出した者を懲役10年以下の重罰を科すという罰則を設けられ、その内容を「報告書」から推察するしかありませんが、そこからわかるのは、日本の民主主義を破壊し、おそろべき秘密国家、監視国家を招来する危険性です。

今回の秘密保全法が特定取得行為まで処罰の対象としているのは、まさに米軍の秘密と同じ扱いにするということです。「報告書」は、「犯罪行為または社会通念上認容できない方法により取得した」という要件によって正当な取材活動は処罰されないとしていますが、「立川」の「配付事件」などで見られるように、憲法上の正当な権利行使すら犯罪行為とされる状況で、この文言

が入るから安心と考えるのではなく、調査されることになりません。自衛隊内の情報の漏示を防止するために設けられたはずの自衛隊情報保全部は、情報の漏示を働きかける恐れがあることを理由に、国民を監視してしまっただけで、秘密保全法の制定により、「特定取得行為」を犯す恐れを理由として、国民は国家権力の監視の対象とされます。その時、この国は秘密国家、監視国家と化すでしょう。